

阪神間お散歩マップ制作及び増刷・広告業務
企画提案募集要項

1 趣旨

阪神間地域の活性化とエリア内の都市ブランドの向上を図り、関西圏からの交流人口の拡大や移住・定住者を呼び込む流れを作るとともに、当該エリアの「阪神間モダニズム」への理解と地域への愛着を高めることを目的に、兵庫県阪神南県民センター、西宮市、芦屋市、阪神電気鉄道株式会社（以下、「阪神間連携ブランド発信協議会参加団体」という。）が協働し、共通するまちの魅力である「阪神間モダニズム」というルーツを大切にしつつ育まれてきた上質なライフスタイルを発信する「阪神間連携ブランド発信事業」として、阪神間お散歩マップ制作及び増刷・広告業務（以下「業務」という。）を実施する。この業務を委託する者を選定するための企画提案を募集する。

2 応募資格

企画提案コンペに応募できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。
- (3) 業務の実施に当たり、阪神間連携ブランド発信協議会参加団体との打合せ等に適切に対応することができること。
- (4) 業務内容について、守秘義務を遵守できること。
- (5) 労働関係法令を遵守し、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額）以上の賃金の支払その他特定労働者の適正な労働条件を確保していること。
- (6) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者
 - イ 兵庫県（以下、「県」と言う）、西宮市及び芦屋市（以下、「市」と言う）の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - エ 県税、市税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
 - カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

3 業務要件

業務仕様書に沿って応募者自らが企画する事業であって、阪神間連携ブランド発信協議会参加団体が委託する事業として公序良俗に反するものでないこと。

4 事業費

4, 0 0 0 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 事業期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日とする。

6 対象経費等

(1) 対象となる経費

① 業務実施に要する経費（企画・制作費、印刷費、取材・撮影費、広告宣伝費、その他事業実施に必要な経費）

② ①の経費にかかる消費税及び地方消費税

(2) 対象外経費

土地、建物の取得にかかる経費、物品、施設や設備を設置または改修する経費、受託者の本来業務にかかる経費その他業務との関連性が認められない経費、領収書等により委託業務として支払ったことが明確にできない経費、業務委託期間以外に支出した経費

(3) その他

再委託を必要とする場合は、あらかじめ阪神間連携ブランド発信協議会参加団体と協議し、承諾を得た場合に限るものとする。

7 応募手続

(1) 応募図書の受付

① 受付期間

令和 7 年 2 月 27 日（木）から同年 3 月 13 日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の各日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

② 受付方法

事務局に持参、または郵送すること。

(2) 募集要項の内容に関する質問及び回答

① 受付期間

令和 7 年 2 月 27 日（木）から同年 3 月 6 日（木）まで（土・日祝日を除く。）の各日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

② 質問方法

電子メール又は F A X により事務局に提出すること。

③ 回答方法

電子メール又は F A X により回答する。なお、同種の質問が想定されるもの等については、募集要項を配布した全ての者（審査会への不参加を表明した者を除く）に対して随時回答の内容を連絡する。

(3) 応募図書等

① 応募図書 （いずれも A4 片面。正本 1 部、副本 9 部とし、左肩クリップ留めとすること）

ア 応募申請書（様式第 1 号）（10 部）

イ 応募者概要（様式第 2 号）（10 部）

ウ 業務概要（A 4、様式任意）（10 部）

エ 企画提案書（A 4、様式任意）（10 部）

- オ 事業実績の内容がわかるもの（A 4、様式任意）（10 部）
- カ 経費積算見積書（様式第 3 号）（10 部）
別添「業務仕様書」4 業務内容（1）～（3）の事業区分ごとに経費の詳細な明細及び金額を記載すること。
- キ その他提案内容を説明する書類（A 4、様式任意）（10 部）
- ク 添付書類（各 1 部）
 - a 定款又は寄附行為（法人格を有していない場合は、規約等これに類する書類）
 - b 登記簿謄本（法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類）（申請日において発行から 3 箇月以内のもの）
 - c 会社概要等、応募者の概要が分かる書類
 - d 県税（全税目）、市税（全税目）、消費税及び地方消費税に滞納がないことを証する書類（申請日において発行から 3 箇月以内のもの）
 - e 直近 2 年間の収支決算書類（事業報告書、貸借対照表、損益計算書等）
- ② 応募図書の著作権
応募図書の著作権は、応募者に帰属する。
- ③ 応募図書の取り扱い
応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

(4) 費用負担

応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

8 審査、評価、選定方法

(1) 審査

審査は、阪神間連携ブランド発信協議会内に設置する「阪神間お散歩マップ制作及び増刷・広告業務企画提案コンペ審査会」（以下、「審査会」という。）において行う。

(2) 提案説明・審査会の実施

プレゼンテーションにより実施する。

① 実施日及び会場

ア 実施日 令和 7 年 3 月 25 日（火）予定

イ 会場 阪神南県民センター 別館 2 階大会議室

住所 〒660-8588 尼崎市東難波町 5-21-8

② 時間構成

30 分程度（プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分程度）

③ 注意事項

ア プレゼンテーションは、応募図書を受け付けた順に、個別に実施する。

イ プレゼンテーション当日の追加資料の配布は他の応募者との公平性の観点から原則認めない。応募図書の補足説明のためにプロジェクターや商品サンプル等を使用する場合は、事前に「15 事務局」まで連絡すること。

ウ プレゼンテーションに参加しない場合は、審査の対象としない。

エ プレゼンテーションに出席できる人数は4 人までとし、提案業務に関係のない者はプレゼンテーションの審査会の総意により退席を命じる場合がある。

(3) 選定方法

- ① 取組方針：業務の目的・条件・理解度が高く、簡潔に記載されているか
- ② 実施体制：業務を実施する上で十分な体制か
- ③ 業務の実施工程：実施工程表、スケジュールが的確か
- ④ 印刷物（デザイン）：ターゲットに対して効果的なデザインか
過去の発行物のデザインに即しているか
- ⑤ 印刷物（構成・記載内容）：ターゲットに対して効果的でわかりやすい構成か
過去の発行物の構成に即しているか
歴史、ルーツなどを考慮したテーマ、記載内容か
- ⑥ 広告：印刷物の告知にあたって、媒体・期間等が効果的な提案か
- ⑦ 資料の正確性：資料等がわかりやすく、誤字脱字が少ないか

(4) 審査結果の連絡

審査結果は、応募者全員に電子メールにより通知する。また、選定結果についての異議申立ては、受け付けないものとする。

(5) 審査対象からの除外（失格事由）

- ① 「2 応募資格」に該当しない場合
- ② 要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ③ 審査委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ 応募提案において業務仕様書に規定する総事業費（消費税込み）を超過した場合。
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行うこと。

9 選定の取り消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は、選定を取り消す場合がある。

10 委託契約の締結

(1) 阪神間連携ブランド発信協議会参加団体は、選定された事業を提案した事業者等（以下「事業者」という。）と提案事業の実施方法等について、協議・調整を行う。その際、阪神間連携ブランド発信協議会参加団体と事業者双方で確認の上、提案内容を修正し、又は変更することがある。

(2) 契約の相手方となる事業者等は、兵庫県財務規則第 100 条第 1 項の規定に基づき、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付する。

ただし、同項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部を免除することがある。

なお、上記については、阪神間連携ブランド発信協議会各参加団体の規定に基づいた取り扱いとする。

(3) 契約締結後は、契約書及び仕様書に従って事業を実施する。

11 契約の解除

(1) 事業者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、阪神間連携ブランド発信協議会参加団体は、当該委託契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払を停止し、又は事業者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求める

ことがある。

- (2) 上記(1)により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

12 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書に基づき、阪神間連携ブランド発信協議会参加団体が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認した上で支払う。

13 適正な事業執行に係る留意事項

- (1) 事業者は、本業務が阪神間連携ブランド発信協議会参加団体との委託契約に基づく公的事業であることを十分認識し、適正な業務及び経費の執行に努めることとする。
- (2) 事業者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5年間保存すること。
- (3) 本業務終了後も含め、兵庫県監査委員や会計検査院等の検査対象となる場合があるため、事業者は、検査対象となった場合、検査に協力すること。
- (4) 事業の受託により得られた情報は、受託事業終了後においても守秘義務があること。

14 その他の留意事項

- (1) 業務実施に伴う収入
業務の実施により発生した収入は、本事業に充当すること。
- (2) その他
事業の全部又は一部を、阪神間連携ブランド発信協議会参加団体の承諾を得ずに他者に再委託することは認めない。

15 事務局

兵庫県阪神南県民センター県民躍動室県民課（産業観光担当）

〒660-8588 尼崎市東難波町 5-21-8

TEL：06-6481-7682（直通） FAX：06-6481-4387

E-mail:hanshinm_kem@pref.hyogo.lg.jp